

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	公的給付支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐呂間町は、公的給付支給等に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

北海道佐呂間町長

公表日

令和5年11月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支等迅速かつ確実な施ため預貯金口座登録に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支等迅速かつ確実な施ため預貯金口座登録に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支等に関する迅速かつ確実な施ため預貯金口座登録に関する法律及び行政手続おける特定の個人を識別ため番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)子育て世帯生活支援特別給付金給付事務 (低所得の子育て世帯(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯)生活支援特別給付金給付事務) (2)子育て世帯への臨時特別給付金給付事務 (3)住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務 (4)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事務
③システムの名称	Web-TAWN(住民税・児童手当・特別定額給付金システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯生活支援特別給付ファイル、子育て世帯への臨時特別給付ファイル、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8項 別表第二第121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐呂間町総務課 〒093-0592 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1 TEL 01587-2-1211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐呂間町総務課 〒093-0592 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1 TEL 01587-2-1211

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月8日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	公的給付支給等関連事務	公的給付の支等迅速かつ確実な施ため預貯金口座登録に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条の規定(評価書の修正)
令和5年11月8日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、特定公的給付を行うものである。 特定個人情報は、子育て世帯への臨時特別給付金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務で利用する。	公的給付の支等迅速かつ確実な施ため預貯金口座登録に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支等に関する迅速かつ確実な施ため預貯金口座登録に関する法律及び行政手続おけ特定の個人を識別ため番号利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)子育て世帯生活支援特別給付金給付事務(低所得の子育て世帯(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯)生活支援特別給付金給付事務) (2)子育て世帯への臨時特別給付金給付事務 (3)住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務 (4)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条の規定(評価書の修正)
令和5年11月8日	2. 特定個人情報ファイル名	臨時特別給付金ファイル	子育て世帯生活支援特別給付ファイル、子育て世帯への臨時特別給付ファイル、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付ファイル	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条の規定(評価書の修正)
令和5年11月8日	2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条の規定(評価書の修正)